

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 地域福祉課 | 整理番号 | 9 |
|-----------------------|---|-------|------|---|
| 処分の種類 | 都道府県福祉人材センターの監督命令 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 社会福祉法第97条 | | | |
| 処分の概要 | 法の規定を施行するために必要な限度において、都道府県福祉人材センターに対し行う監督命令 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合はその理由) | <p>未設定 (法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 社会福祉法第94条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。 2 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。 3 社会福祉事業を営む者に対し、第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。 4 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。 5 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。 6 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。 7 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと <p>社会福祉法第97条 都道府県知事は、この款の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに対し、第94条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |